

リーチサイト規制の懸念点について

山田太郎事務所

海賊版については、早急な対策が必要であると考えている。しかしながら、リーチサイト規制については、多くの問題点があるため、慎重に検討しなければならない。

議論を尽くし、以下のような懸念点を払拭した上でなければ、リーチサイト規制については反対せざるを得ない。

- 2018年12月に出された「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」では、リーチサイト規制に対して、「著作権侵害とは無関係な部分も含むサイト全体に規制を及ぼし得るとすることは、伝統的な著作権法の枠組みを超えて新たな規制を表現の自由に課すものと評価することができる。そのため、URL提供行為に対する規制とは異なり、リーチサイト全体に対する差止めの憲法適合性は、「厳格な基準」に基づく利益衡量に従って審査されるべき対象になるものと言える。」との指摘がなされていた。

そもそも、リーチサイト規制については、2018年10月に知的財産戦略本部が出した「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 中間まとめ（案）」において、「リーチサイト規制の留意点」として、「今後、リーチサイト対策に係る法制度整備が行われれば、国内外の悪質な海賊版サイトへ誘導するリーチサイトに対して迅速に対処することが可能となる。もっとも、リーチサイト対策に係る法制度整備はあくまで国内法の整備であるため、国内法の及ばないリーチサイトを經由した海賊版サイトへのアクセスや、国外の海賊版サイトへの直接アクセスへの対応の必要性は依然として存在する。このため、リーチサイト対策のみをもって海賊版サイトへの十全な対処とはならない可能性が大きいことに留意が必要である。」と記載されていた通り、海賊版対策という目的との関係で実効性のある手段かどうか大いに疑問がある。

また、2019年に入って現行法上の対策による海賊版対策が功を奏し始めており、現行法上の手段が尽くされているのか、現行法上の対策によって海賊版の被害をどれだけ減らすことが出来るのか、改めてしっかりと検討する必要がある。

加えて、海賊版のURLを直接提供する行為やリーチサイト運営者やリーチアプリ提供者が当該URLを放置する行為を厳格な要件の下で規制（この場合、表現の自由との調整という観点から、引用に関する適切な免責を設けることが必要と考える）するという、サイト全体の規制と比べてより制限的でない手段もとり得る（決してこれらの手段を容認する趣旨ではない）。

「厳格な基準」に基づく利益衡量に従ってリーチサイト規制を審査した場合、以上のよう
に、表現の自由等への制約が大きいにもかかわらず実効性に疑問があること、海賊版対
策という目的のための手段として表現の自由等へのより制限的でない他のとり得る手段
が存在することから、憲法適合性に関して疑義が生じている。

- リーチサイト規制によって制限されてしまうサイトには以下のようなものが含まれる
と考えられるが、このようなサイトは海賊版対策とは無関係である。

これまでの検討の中でこういったサイトを規制すべきかどうか正面から議論されたこ
とはなく、そもそも立法事実の調査・確認も不十分であるため、今回の法改正においては、
以下のようなサイトへの規制を行う正当性を認めることはできない。

特に、引用の要件を満たさないことのみをもって著作権侵害されるもの、利用許諾の条
件に違反したことをもって著作権侵害とされるものリンク集については、規制を行うべ
き必要性も許容性も見出しがたいように思われる。

- ・ 引用の要件を満たさないニュースまとめサイト等のリンク集
- ・ 剽窃論文のリンク集
- ・ 素材をライセンス違反して利用しているスライド等のリンク集
- ・ GPLに違反しているソフトウェアをダウンロードできるリンク集
- ・ 著作者の許諾を得ていないアニメアイコンのツイッターアカウントのリンク集

- リーチサイト運営行為やリーチアプリ提供行為に刑事罰を設けること、及び、それら
の行為を非親告罪とすることについても、以下のような点について、議論が尽くされたとは
言えない。

- ・ 対象行為に海賊版対策と無関係なものが含まれていないのか（含まれる場合、それを
正当化できるのか）
- ・ 保護法益は何なのか（社会的法益であるとの説明がなされているようであるが、生命
や身体、生活の平穏とは無関係に、純粋に財産的な利益を社会的法益として保護するこ
との妥当性はあるのか）
- ・ 差止めが認められない行為が刑事罰の対象となることが適当なのか（裏を返せば、リ
ーチサイト運営者やリーチアプリ提供者が刑事処分を受けても当該リーチサイトやリ
ーチアプリを閉鎖できないことが適当なのか）
- ・ 違法にアップロードされた著作物の著作者から事後許諾を得ることが出来た場合の
取扱いをどうするのか
- ・ 民事不介入原則を害することにならないのか（利用許諾の条件に違反したことをも
って著作権侵害とされるものリンク集の提供・提示が、告訴もないのに捜査・起訴でき
ることとしてよいのか）
- ・ 法定刑は妥当なのか

- リーチサイト規制は、インターネットにおける基幹技術であるハイパーリンクを制限するものであり、情報通信技術の発展全体に影響を及ぼすおそれがある。国内企業のみに対する委縮効果を生じさせるおそれはないのか（特に、イノベーションを阻害するおそれがないのか）、今後の日本の経済戦略にとって足枷となるおそれはないのか、そういった技術革新面・経済面からの議論が尽くされたとも言えない。

以上